

郵政民営化法改正に伴う郵便約款等の制定について

平成 24 年 7 月 10 日

総 務 省

1 郵政民営化法改正の概要

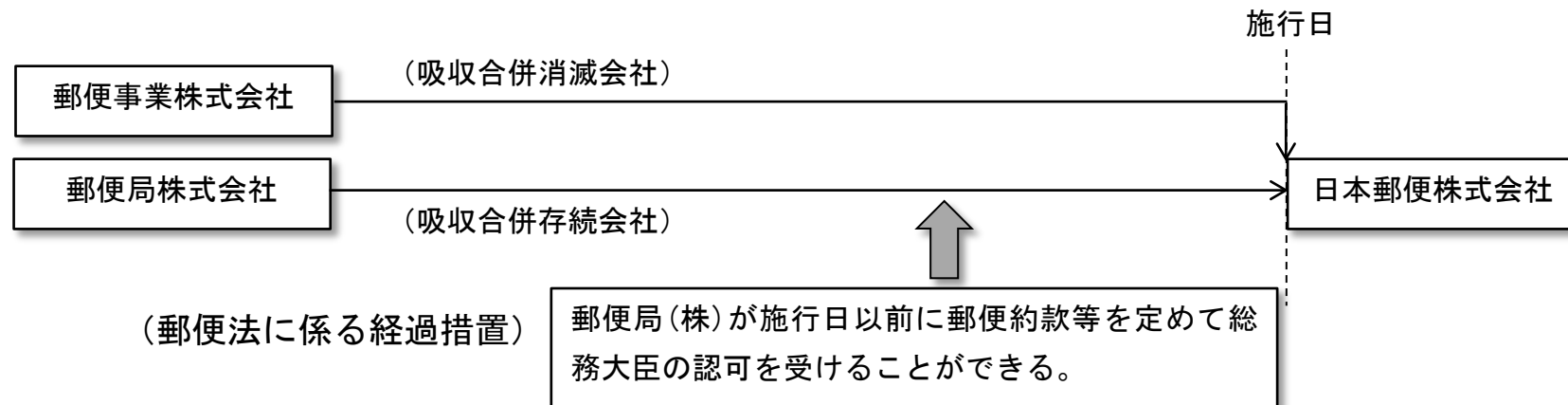
郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）の一部改正により、施行日※に

①郵便局株式会社は、商号を日本郵便株式会社に変更

②日本郵便株式会社を吸収合併存続会社とし、郵便事業株式会社を吸収合併消滅会社とする合併を行う。

経過規定に基づいて、郵便局株式会社が施行日以前に郵便約款等を定めて総務大臣の認可を受けることができることとされている。

※郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）の公布の日から 1 年以内で政令で定める日



2 郵政民営化法改正に伴う郵便約款等の制定について

郵便局株式会社においては、以下の郵便約款等(注1)及び郵便業務管理規程(注2)を新規制定することとし、認可申請に向けた準備を行っている。(現行の郵便約款等は廃止)

- ①内国郵便約款
- ②電子郵便約款
- ③内国捕虜郵便物の取扱いに関する郵便約款
- ④国際郵便約款
- ⑤国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款
- ⑥郵便業務管理規程

(注1) 郵便の役務に関する具体的な提供条件を規定

(注2) 郵便の業務に関する事項を規定 (郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法、郵便物の配達の方法等)

(参考) 第三種及び第四種郵便物の料金については、認可申請を行わないこととしたため、改正法附則第24条の規定により施行日以降も、郵便事業(株)が定めている現行の料金が引き続き適用される。

3 具体的な改正内容案

(1) 社名の変更 (①～⑥)

郵便事業株式会社 ⇒ 日本郵便株式会社

(2) 事業所の定義変更 (①、④)

現行の約款		新約款の規定	
3 事業所 (注1)	当社の営業所その他の事業所(4に規定する郵便局等を含みます。)	3 事業所 (注3)	当社の営業所その他の事業所(郵便の業務を行うものに限ります。)
4 郵便局等 (注2)	当社が郵便窓口業務を委託した者の営業所		

(注1) 郵便事業株式会社支店、集配センター、郵便局株式会社の営業所である郵便局

(注2) 郵便局株式会社の営業所である郵便局

(注3) 日本郵便株式会社の営業所である郵便局

(3) 併設関係を表す用語の見直し (①~⑤)

例：内国郵便約款

現行の約款	新約款の規定
(第三種郵便物の差出方法の特例) 第31条 郵便物の配達事務を取り扱う事業所(その事業所に併設する郵便局等を含みます。)	郵便物の配達事務を取り扱う事業所 (「その事業所に併設する郵便局等を含みます。」の削除)
(書留郵便物の差出方法等) 第112条第2項 書留郵便物を差し出そうとする事業所(郵便局等を除きます。)の承認を受けて	書留郵便物を差し出そうとする事業所(当社が別に定める事業所に限ります。)の承認を受けて

(4) 規定の整備（規定の明確化、他の条文と文言の平仄をそろえる等）（①～⑥）

例：非常災害時の郵便物の取扱い（内国郵便約款）

現行の約款	新約款の規定
<p>（非常災害時の郵便物の取扱い）</p> <p>第 8 1 条 天災その他の非常災害のため一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域にあてた郵便物は、その郵便物の配達を受け持つ事業所又はその事業所が指定する事業所にその期間留め置き、受取人の<u>来店</u>を待って交付します。</p>	<p>（非常災害時の郵便物の取扱い）</p> <p>第 8 0 条 天災その他の非常災害のため一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域にあてた郵便物は、その郵便物の配達を受け持つ事業所又はその事業所が指定する事業所にその期間 <u>（当社が特に必要があると認めるときは、当社が定める期間）</u>留め置き、受取人の<u>来局</u>を待って交付します。</p>
<p>（郵便物の返還）</p> <p>第 8 8 条 受取人に交付することができない郵便物は、差出人に返還します。</p>	<p>内容の変更なし</p>

（概要）非常災害時にはその復旧までの期間郵便物を事業所に留め置き、受取人の来店を待って郵便物を交付することとしているが、東日本大震災の際の原発事故のように復旧の目途がたたない事案については、第 88 条に基づいて受取人に交付することができない郵便物として一定期間経過後に差出人に返還していたところ、非常災害時の郵便物の取扱いの規定で事業所の留置期間を明確にするもの。

(5) 経過規定 (①～⑥)

(郵便約款関係)

- ・旧郵便約款の規定に従って差し出された郵便物は新郵便約款の相当する規定に従って差し出された郵便物として取り扱う
- ・旧郵便約款の規定に基づき、郵便事業株式会社がした承認、指定その他の行為は、新郵便約款の相当の規定により日本郵便株式会社がした承認、指定その他の行為とみなす
- ・旧郵便約款の規定による様式又は書式により調製した用紙は、当分の間、使用することが可能 等

(郵便業務管理規程関係)

- ・通信日付印等における事業所名のうち施行日にその事業所名を変更したものについては、1 ヶ月間、旧事業所名を変更後の事業所名の表示とみなす

4 実施期日

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行日から実施

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）

附 則

（郵便法の一部改正に伴う経過措置）

第十条（略）

2～4（略）

5 郵便局株式会社は、施行日前に、新法第六十八条の規定の例により郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

6 前項の規定により認可を受けた郵便約款は、施行日において、新法第六十八条第一項の規定により日本郵便株式会社が定めて認可を受けた郵便約款とみなす。

7 郵便局株式会社は、施行日前に、新法第七十条の規定の例により郵便業務管理規程（同条第一項に規定する郵便業務管理規程をいう。次項において同じ。）を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

8 前項の規定により認可を受けた郵便業務管理規程は、施行日において、新法第七十条第一項の規定により日本郵便株式会社が定めて認可を受けた郵便業務管理規程とみなす。

（処分等に関する経過措置）

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律による改正前の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の規定により郵便事業株式会社に対してした若しくはすべき、又は郵便事業株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の相当する規定により日本郵便株式会社に対してした若しくはすべき、又は日本郵便株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為とみなす。

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（料金等の掲示）

第六十九条 会社は、郵便に関する料金、郵便約款（前条第一項の総務省令で定める軽微な事項に係る提供条件を含む。）その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（郵便業務管理規程）

第七十条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程（以下「郵便業務管理規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 郵便の業務の管理に関する事項

二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法

三 郵便物の配達の方法

四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法

五 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。

一 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。

三 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。

四 郵便物（国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。）について差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。

五 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。

六 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条 に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二～三 （略）